

令和6年度
熊谷市総合振興計画審議会
資 料

日 時 ： 令和7年1月14日（火）

午前10時30分から

場 所 ： 熊谷市役所 議会棟 第1委員会室

令和6年度 熊谷市総合振興計画審議会 次第

日時：令和7年1月14日（火）午前10時30分～

場所：熊谷市役所 議会棟 第1委員会室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 会長・副会長の選出

6 議 題

(1) 会議の公開について

(2) 第2次総合振興計画後期基本計画の推進状況について

(3) その他

7 閉 会

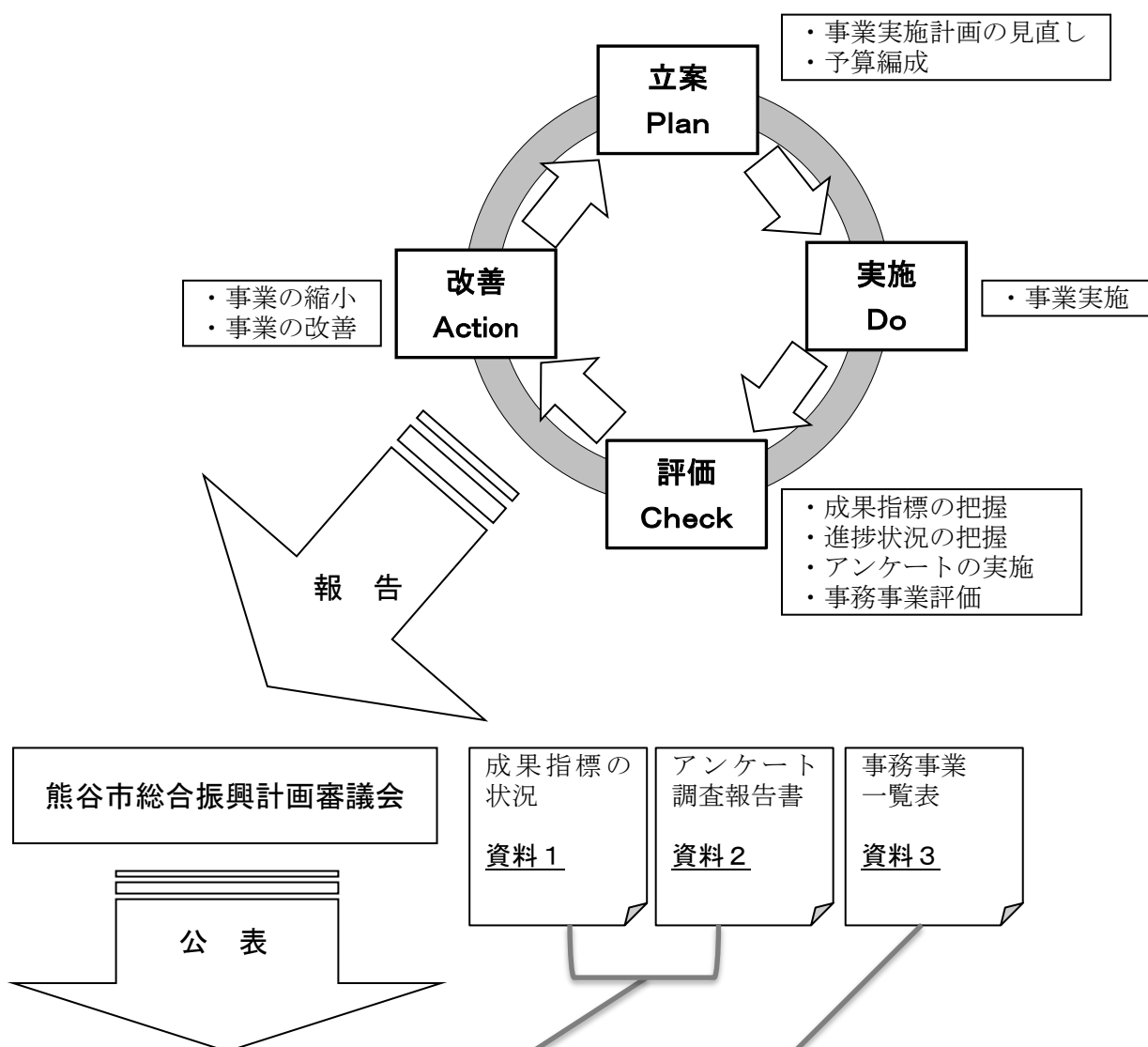
熊谷市総合振興計画審議会名簿

	氏 名	選 出 団 体	備 考
第 1 号	小島 正泰	熊谷市議会	
	田中 正	熊谷市議会	
第 2 号	加藤 道子	熊谷市教育委員会	
	夏目 亮一	熊谷市農業委員会	
	大久保 和政	熊谷商工会議所	
	小林 洋一	くまがや市商工会	
	吉田 公一	くまがや農業協同組合	
	小林 敏宏	(一社) 熊谷市医師会	
	細井 幹夫	熊谷市自治会連合会	
	紫藤 晃男	(社福) 熊谷市社会福祉協議会	
	嶋田 勝利	熊谷市文化連合	
	宇野 悦朗	(公財) 熊谷市スポーツ協会	
	武田 隆子	くまがや共同参画を進める会	
	山田 廣和	(一社) 熊谷青年会議所	
	向井 清	「連合埼玉」熊谷・深谷・寄居地域協議会	

(敬称略)

(1) 熊谷市総合振興計画の推進状況について

① 行政評価による進行管理の全体イメージ



評価の範囲

政策	施策	単位施策	No.	事務事業名	評価
1	スポーツ・観光を通じて魅力を発信するまち				—
	① スポーツによるまちづくりを推進する。				資料1、2
		1		生涯にわたるスポーツ活動を推進する。	—
			①	熊谷市スポーツ協会補助事業	資料3
⋮	⋮	⋮		⋮	

※政策数8、施策数43、単位施策数106、事務事業数626で構成。

※施策における成果指標の状況等は資料1、2を、事務事業の評価は資料3を参照。

② 成果指標の実績値及び進捗状況について

ア 考え方

総合振興計画における施策の評価は、成果指標の実績値及び進捗状況、施策の重要度（優先度）及び事務事業の評価を勘案し実施しております。

成果指標には、統計などの客観的なデータから把握する数値と、市民アンケートにより把握する数値があります。

行政評価担当事務局は、市民アンケートにより成果指標の実績値及び施策の重要度（優先度）を把握し、これらの状況を取りまとめて報告資料としました。

成果指標の状況は資料１、施策の重要度（優先度）は資料２（アンケート調査報告書）に記載しました。

イ 成果指標の状況

	令和５年度	
	件数	割合
順調	31	32.6%
おおむね順調	28	29.5%
遅れている	36	37.9%
評価対象外	0	0.0%
計	95	100%

③ 事務事業評価について

ア 考え方

事業担当課が、予算事業ごとに、有効性及び効率性の観点からの定量分析、事業の優先度、必要性、実施主体の妥当性、対象者、市民ニーズ及び受益者負担の観点からの定性分析を行い今後の方針を導き出しました。

行政評価担当事務局は、事業の内容、今後の事業の方向性を勘案し、事務事業の総合評価としました。

イ 用語の意味

現状維持：今後も事業の必要性や市民ニーズなどを適切に把握しながら継続して実施する事業。

事業拡大：事業の必要性や市民ニーズなどの高まりにより、既存の事業をさらに拡大して実施する事業。

事業縮小：事業の目的をある程度達成したか、事業の必要性や市民ニーズが低くなるなど既存の事業を縮小して実施する事業。

事業完了：事業の目的を達成し完了、もしくは令和5年度で完了する事業。

手段変更：事業の実施主体が変わるもの、もしくは他事業へと統合するもの
廃止・断念：令和5年度または令和6年度で廃止となる事業。

ウ 事務事業評価の状況

総合評価	事業数	構成比
現状維持	536	85.6%
事業拡大	24	3.8%
事業縮小	8	1.3%
事業完了	41	6.6%
手段変更	12	1.9%
廃止・断念	5	0.8%
合計	626	100%

熊谷市総合振興計画審議会条例

(設置)

第1条 総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想等を策定するため、熊谷市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合振興計画に関する必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 知識経験を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。